

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (市民課) 3

### —— 告 示 ——

- 亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付要綱 (高齢福祉課) 5
- 公示送達 (高齢福祉課) 7
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 8
- 市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 8
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 9
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 10
- 公示送達 (保険医療課) 11
- 公示送達 (税務課) 13
- 公示送達 (税務課) 13
- 公示送達 (高齢福祉課) 14
- 公示送達 (税務課) 15

### —— 公 告 ——

- 市の草花及び市の鳥の制定 (広報プロモーション課) 16
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 16
- 亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合の設立認可 (都市計画課) 16

- 亀岡市篠町篠インター土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 16
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 18
- 地域計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 21
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 21
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 23
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (企画調整課) 26
- 地域計画の変更 (農林振興課) 26
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 27
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 28
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 30

### —— 任免及び辞令 ——

### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

- 令和6年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況 32

**教育委員会欄**

—— **教育長訓令** ——

- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 37

—— **任免及び辞令** ——

**農業委員会欄**

—— **公 告** ——

- 令和7年10月定例総会の開催 38
- 令和7年11月定例総会の開催 39

**上下水道部欄**

—— **告 示** ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 39
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定満了の告示 39
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 40
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 40
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 41
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 41

—— **公 告** ——

- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 42

**市立病院欄**

—— **規 程** ——

- 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正 43

# 規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第38号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8 コピーサービス及びファクシミリサービスによる現金の収納	人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員 児童館長 児童館庶務事務担当職員	
	総務課長	総務課担当職員	
	子育て支援課長	子育て支援課担当職員	
	図書館長	図書館職員	

」

を

「

8 コピーサービス及びファクシミリサービスによる現金の収納	人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員 児童館長 児童館庶務事務担当職員	
	総務課長	総務課担当職員	
	市民課長	市民課職員	
	子育て支援課長	子育て支援課担当職員	
	図書館長	図書館職員	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第165号

亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品、日用雑貨等の買物が困難な高齢者等（以下「買物弱者」という。）が増加していることに鑑み、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう高齢者等の日常生活に必要なものを販売する事業者に対して支援を行うことにより、買物弱者に対する様々な買物手段の確保及び高齢者等の見守り体制の強化を目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動販売 買物弱者を主な対象としてあらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、移動販売車により生鮮三品（鮮魚、青果及び精肉をいう。）及び日用生活用品を移動

販売車により販売し、高齢者等の見守りの役割も担う形態（特定の販売品目のみの移動販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販売又は特定の世帯若しくは施設のみを訪問して販売するもの及び商品のみを配達するものを除く。）をいう。

- (2) 移動販売車 冷蔵設備を有する移動販売用自動車をいう。  
(補助事業)

第3条 市は、高齢者等の生活を支援するため、次に掲げる補助事業を実施するものとし、その事業の趣旨及び内容については、当該各号に定めるものとする。

- (1) 移動販売事業者支援事業 事業者が買物弱者に対して行う移動販売の継続を図るため、移動販売の運営費の一部について補助金を交付する事業
- (2) 移動販売コミュニティ創出支援事業 前号の補助を受ける事業者が市内で開催されている高齢者サロン等の高齢者が参加するコミュニティ活動（介護施設等で実施されるものを除く。）に出張し、地域交流を促進する事業について補助金を交付する事業  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 移動販売事業を1年以上継続し、買物弱者を主な対象として市内で週2回以上定期的に移動販売を行う者であること。
- (3) 市内での運行が総運行距離のうち7割を超える者であること。
- (4) 移動販売に係る関係法令等を遵守する者であること。
- (5) 巡回する経路について、市と協議し、調整できる者であること。
- (6) かめおか生活安心サポート隊登録制度実

施要綱（令和7年亀岡市告示第144号）に定めるかめおか生活安心サポート隊に登録されている者であること。

- (7) 次条に規定する補助対象経費について他の制度による補助金等を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 第3条各号に規定する補助事業における補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助事業が1年に満たない実施となった場合の補助金の額は、前項の規定により算出した補助金の額に補助事業を実施した月数を12で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補

助金の交付の可否を決定し、その結果を亀岡市高齢者等買物支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金変更（廃止）承認申請書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該変更の可否を決定し、その結果を亀岡市高齢者等買物支援事業補助金変更（廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了したときは、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が定める日までに、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金請求書（別記第7号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
（交付の特例）

第12条 市長は、補助金を交付する目的を達成するために必要があり、かつ、連続する3月以上事業を実施されている場合は、実施状況及び経費実績に応じて、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 申請者は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、前条第1項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により概算払を受けた申請者は、第9条に規定する実績報告書に、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金概算払精算書（別記第8号様式）を添付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市高齢者等買物支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知し、既に補助金を交付している場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。  
（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第166号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第3期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第167号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01343	天神又7号線	亀岡市余部町天神又36番10先	
		亀岡市余部町天神又36番16先	
18334	松ノ浦1号線	亀岡市篠町柏原松ノ浦2番15先	
		亀岡市篠町柏原松ノ浦3番13先	

「揭示済」

亀岡市告示第168号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
03015	犬 甘 野 神 地 線	変更前	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先 亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番5先
		変更後	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先 亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番5先
18330	中 西 裏 2 号 線	変更前	亀岡市篠町篠中西裏18番10先 亀岡市篠町篠中西裏23番3先
		変更後	亀岡市篠町篠中西裏18番10先 亀岡市篠町篠中西裏22番5先

「揭示済」

亀岡市告示第169号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和7年10月7日から令和7年10月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01343	天神又7号線	亀岡市余部町天神又36番10先	34.44m	6.00m
		亀岡市余部町天神又36番16先		18.00m
18334	松ノ浦1号線	亀岡市篠町柏原松ノ浦2番15先	70.40m	6.00m
		亀岡市篠町柏原松ノ浦3番13先		6.00m
03015	犬甘野神地線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先	2,421.50m	1.80m
		亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番5先		11.50m
18330	中西裏2号線	亀岡市篠町篠中西裏18番10先	119.48m	6.00m
		亀岡市篠町篠中西裏22番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第170号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和7年10月7日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和7年10月7日から令和7年10月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01343	天神又7号線	亀岡市余部町天神又36番10先	34.44m	6.00m
		亀岡市余部町天神又36番16先		18.00m
18334	松ノ浦1号線	亀岡市篠町柏原松ノ浦2番15先	70.40m	6.00m
		亀岡市篠町柏原松ノ浦3番13先		6.00m
03015	犬甘野神地線	亀岡市西別院町神地向ノ前29番5先	2,421.50m	1.80m
		亀岡市西別院町柚原イヌイ谷15番5先		11.50m

18330	中西裏2号線	亀岡市篠町篠中西裏18番10先	119.48m	6.00m
		亀岡市篠町篠中西裏22番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第171号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和6年度過1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度第3期	国民健康保険料	省略	省略

12	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税 納税通知書	省略	省略
2	令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税 徴収方法変更通知書	省略	省略
3	令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税 税額変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税 税額変更通知書	省略	省略
2	令和7年度 市民税・府民税・ 森林環境税 徴収方法変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第3期分

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第175号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 督促状 市府民税 第1期	省略	省略
2	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和7年度 督促状 市府民税 第1期	省略	省略
4	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
5	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
6	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
7	令和7年度 督促状 固定資産税 第3期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

## 亀岡市公告第96号

亀岡市の市民意識の高揚と効果的な情報発信を図る上で、市を象徴するにふさわしいものとして、市の草花「キキョウ」、「オニバス」、市の鳥「コウノトリ」、「イカルチドリ」を市議会賛同のもとに制定する。

令和7年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市公告第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市千代川町明晴1丁目3の8  
 （関連区域）  
 亀岡市千代川町明晴1丁目5の一部、3丁目6の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 亀岡市千代川町小川2丁目1の18  
 株式会社アサヒ

「揭示済」

## 亀岡市公告第98号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合の設立を認可した。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称  
 亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
 令和7年10月7日から  
 令和12年3月31日まで
- 3 施行地区の区域  
 亀岡市篠町篠芦原、篠町篠上長尾、篠町篠下長尾、篠町篠鍋倉、篠町篠牧田及び篠町篠松ケ池の各一部
- 4 事務所の所在地  
 亀岡市篠町夕日ヶ丘四丁目2番地1
- 5 設立認可の年月日  
 令和7年10月7日
- 6 事業年度  
 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
 この組合の事務所又は亀岡市役所の掲示板に揭示して行う

「揭示済」

## 亀岡市公告第99号

亀岡市篠町篠インター土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第21

条第6項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和7年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧に供する図書  
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧期間  
土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで
- 3 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

## 亀岡市公告第100号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |            |
|--------------|---|------------|
| (1) 工事番号     | 7土道改第6号   |            |
| (2) 工事名      | JR亀岡駅南側ロータリー修景整備工事  |            |
| (3) 工事場所     | 亀岡市追分町谷筋地内  |            |
| (4) 工事種別     | 舗装工事  |            |
| (5) 工事概要     | 路面切削工   | A=1,800.8㎡ |
|              | 舗装工 舗装版切断   | L=36.6m    |
|              | 薄層カラー舗装工  | A=202.8㎡   |
|              | 半たわみ性舗装工 表層   | A=256.5㎡   |
|              | セメントミルク浸透   | A=256.5㎡   |
|              | 排水性舗装工 表層   | A=1,544.3㎡ |
|              | 縁石工 地先境界ブロック  | L=12.6m    |
|              | 区画線工  | N=1式       |
|              | 構造物撤去工  | N=1式       |
|              | 交通管理工   | N=1式       |
| (6) 予定価格（税込） | 26,660,700円   |            |
|              | 【入札書比較価格（税抜）24,237,000円】  |            |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から120日間   |            |
| (8) 部分払      | 無   |            |
| (9) 前金払      | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）   |            |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |            |

- (1) 最低制限価格 採用
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 支給材料及び貸与品 無
- (5) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年10月8日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年10月8日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年10月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月17日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年10月20日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年10月15日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年10月21日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年10月23日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年10月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月28日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年10月29日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第101号

令和7年3月31日付け亀岡市公告第32号で公告した地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、その当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案について、令和7年10月24日(縦覧期間満了の日)までに意見書を提出することができる。

令和7年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和7年10月10日  
至 令和7年10月24日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年10月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市大井町並河新戸18の1の一部  
(関連区域)

亀岡市大井町並河新戸7の2の一部、  
14の4の一部、18の2の一部、18の4

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市伏見区羽束師菱川町730の1  
日本紙業有限会社

「揭示済」

亀岡市公告第103号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 認可日

令和7年10月17日

2 縦覧期間

令和7年10月17日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第104号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年10月22日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |                     |
|--------------|---|---------------------|
| (1) 工事番号     | 区第1号  |                     |
| (2) 工事名      | 市道高野林12号線他道路舗装改良工事  |                     |
| (3) 工事場所     | 亀岡市千代川町明晴二丁目地内ほか  |                     |
| (4) 工事種別     | 舗装工事  |                     |
| (5) 工事概要     | 工事延長  | L=100m、W=6.0m       |
|              | 道路土工  | 1式                  |
|              | 排水構造物工 L型側溝   | L=26m               |
|              | 防護柵工 ガードレール   | L=5m                |
|              | 目かくしフェンス  | L=5m                |
|              | 舗装工 表層  | A=650m <sup>2</sup> |
|              | 上層路盤  | A=575m <sup>2</sup> |
|              | 下層路盤  | A=357m <sup>2</sup> |
|              | 道路附属施設工 車線分離標   | N=1本                |
| (6) 予定価格（税込） | 10,057,300円   |                     |
|              | <b>【入札書比較価格（税抜）9,143,000円】</b>  |                     |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から100日間   |                     |
| (8) 部分払      | 無   |                     |
| (9) 前金払      | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）   |                     |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |                     |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |                     |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年10月22日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年10月22日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年10月30日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月31日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年11月4日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年10月29日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年11月4日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年11月6日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年11月10日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月11日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年11月12日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第105号

ふるさと住民登録制度推進業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務名  
ふるさと住民登録制度推進業務
- (2) 業務内容  
ふるさと住民登録制度推進に係る一連の業務を行う。

- (3) 業務期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務場所  
京都府亀岡市域
- (5) 提案限度額  
5,000千円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、ふるさと住民登録制度推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第106号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告し、当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和7年10月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和7年10月27日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第107号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和7年11月26日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年11月27日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和7年12月11日までにこれを申し出ることができる。

令和7年10月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

自 令和7年10月28日

至 令和7年11月26日

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第108号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年10月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務の概要等

- (1) 業務番号 7建委第2号
- (2) 業務名 市営前川原住宅改修工事設計業務委託
- (3) 業務場所 亀岡市余部町前川原地内
- (4) 業務種別 建築業務
- (5) 業務内容 市営前川原住宅改修工事実施設計  
・屋根・外壁等改修工事実施設計  
対象：A棟～D棟及び集会所（延べ床面積：5,123㎡）
- (6) 予定価格（税込） 4,167,900円  
【入札書比較価格（税抜）3,789,000円】
- (7) 履行期間 契約日の翌日から令和8年1月30日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 不採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査において、「建築」に登録している者のうち、近畿2府4県に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を置く者とする。また、入札参加者は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 仕様書に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、近畿2府4県又は亀岡市の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年10月27日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年10月27日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年11月6日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月7日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年11月10日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年11月5日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年11月10日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年11月11日（火）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年11月13日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月14日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年11月17日（月） 午後2時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第109号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日  
令和7年10月31日
- 2 縦覧期間  
令和7年10月31日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

東 原 博 司  
佐 藤 明 美  
樋 垣 諒  
福 居 顯 介  
佐 野 由美子  
國 代 一 祥  
俵 知 可  
辰 巳 哲 也  
田 中 宏 樹  
酒 井 みさえ

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱します

任期は令和9年9月30日までとします

(各 通)

高 澤 伸 江  
山 川 肇  
大 西 光 治  
法 貴 良 好  
井 上 保 治  
原 田 禎 夫  
杜 恵美子  
中 川 貴美子  
松 尾 和 美  
赤 堀 正 道  
平 松 直 人  
國 府 美 幸

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は令和9年9月30日までとします

令和7年10月1日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年10月28日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 浅田晴彦

令和6年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>政策企画部 企画調整課</p> <p>亀岡市婚活支援事業補助金について、実績報告書の提出が遅れていた。</p> <p>亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱には、申請者は、事業が完了した日から起算して30日経過する日までに、実績報告書を提出しなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項につきましては、「事業が完了した日」についての認識が誤っていたことから発生しました。</p> <p>今後は「事業が完了した日＝婚活イベント終了日」として事務を進めるとともに、関係職員にその旨を周知徹底し再発防止に努めてまいります。</p>
<p>健康福祉部 地域福祉課</p> <p>生活保護費返還金の調定について、収入科目に誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘事項について、調定更正の手続きを行った。規定に則り、今後は事務処理を適正に行うことを徹底した。</p>



指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>補助対象経費の支出を証する資料として領収書の提出を求め、適正な事務処理をされたい。</p> <p>健康福祉部 高齢福祉課</p> <p>亀岡市敬老事業補助金について、提出書類を確認したところ、修正テープを使用した書類や記載もれ、記載ミスがあった。また、補助対象経費であるか判断しがたいものが見受けられた。</p> <p>提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は、指導するなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>こども未来部 保育課</p> <p>延長保育料について、歳入の調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>産業観光部 商工観光課</p> <p>(ア) 市有地占用料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、月次報告書で報告する事項の一部が受注者から書面で報告されていなかった。</p> <p>指定管理仕様書には、月次報告書として、視察等の対応件数及び内容が明らかになる書類を作成し、提出することと定められている。</p> <p>仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>補助団体からの提出書類の不備確認及び補助対象経費確認等の事務処理を適正に行うことを徹底した。</p> <p>指摘のあった歳入について速やかに調定を行いました。</p> <p>今後は遅滞なく規定に基づく適正な事務処理を行います。</p> <p>会計年度単位で定めた収入金の納期限については、チェックリストを作成して4月末日を納期限とするよう適正な事務処理を徹底する。</p> <p>本件を指定管理事業者へ確認したところ、「視察」ではなく「意見交換会」であり、指定管理仕様書に定められた「視察等の対応件数及び内容の報告」の対象とはならないものであった。</p> <p>今後は「視察」とその他の対応の区別をより明確にし、適正な事務処理を徹底する。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>(ウ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、受注者が実際に運用している利用料金（冷暖房設備使用時の加算額）の承認願が提出されていなかった。</p> <p>基本協定書には、利用料金の額を変更しようとするときには、額を変更しようとする日の2月前までに、亀岡市の承認を得なければならないと定められている。</p> <p>協定書に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>基本協定書の規定に基づき、指定管理事業者から承認願を提出させて、適切な手続きを行った。今回の利用料金の変更に際しては事前に承認願を提出する必要があったことを指摘し、必要な手続きを取るよう指導した。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、情報共有を徹底する。</p>
<p>産業観光部 農林振興課</p> <p>農業振興事業収入の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>納期限の根拠規定（亀岡市財務規則第31条）を決裁文書に明記し、複数人による確認を行い、適正な事務処理を徹底した。</p>
<p>産業観光部 農地整備課</p> <p>奥書証明手数料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>奥書証明手数料は、前納であることを事前に申請者に対し周知する。</p> <p>また、奥書証明書の交付日を納期限とする納付書の発行をするよう見直しを行い、手数料の納付を確認したのちに奥書証明書を交付する事務処理に改めることとした。</p>
<p>会計管理室 財産管理課</p> <p>(ア) 物品売払収入について、歳入の調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p>
<p>(イ) 財産区で、長年にわたり同一の業者との業務委託契約（自動更新）を続け、競争性が確保さ</p>	<p>各財産区に対し、財産区が委託する業務の業者選定については、本市の契約事務手</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>れていない団体があった。</p> <p>地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。</p> <p>契約事務の公平性、経済性及び競争性を確保するため、複数の者から、見積徴取されたい。</p> <p>(ウ) 財産区の業務委託について、業務計画等を文書で残していない団体があった。適正な作業工程で行われたか客観的な判断が出来なかった。</p> <p>適正な業務を行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。</p> <p>(エ) 財産区の業務完了後における履行確認について、作業日報、作業者の出勤記録票及び財産区管理委員会委員による現地確認などで検査を行い、検査調書が作成されていた団体があった。また、記録写真として作業中の写真しか提出されていないため、業務成果の証拠として作業前及び作業後の写真を保管されたい。</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>(ア) 耕作等証明手数料について、一部の歳入の調定に誤りがあった。</p> <p>地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) タブレット端末契約について、農業委員会会長名で契約が締結されていた。</p> <p>亀岡市財務規則には、契約権者は市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいうと定められているが、市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則では、契約権については委任されていない。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>続きに則って、公平性及び競争性を確保し、適正な契約事務の執行に努めるよう通知を行った。</p> <p>各財産区に対し、財産区が委託する業務については、業務実施内容が確認できる文書を作成し保管するよう通知を行った。</p> <p>各財産区に対し、財産区が委託する業務については、適正な業務完了検査の実施及び業務成果記録書類の作成と保管について通知を行った。</p> <p>受付簿に記載されている手数料納付日を確認し、調定が月を跨がないよう徹底した。</p> <p>市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則の内容を確認し、令和7年度から市長名で契約を締結することとした。</p>

「揭示済」

## 教育委員会欄

### 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 川勝哲也

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表承認を与える期間等の欄中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「の範囲内とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内」を「を超えない範囲内の時間」に改め、別表の4の表承認を与える期間等の欄中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」及び「ただし、要介護者の介護を必要とする状態によりやむを得ないと認められる

場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続する時間と終業の時刻までの連続する時間に分け、これらの時間の合計が2時間を超えない範囲内とする。」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

## 任免及び辞令

(各 通)

木 曾 布 恭
木 村 恵 子
篠 部 昌 和
三 上 泉
三 好 義 男
渡 邊 美 園
平 野 愛
栗 山 亨 典

安詳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和9年3月31日までとします

令和7年10月6日

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和7年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年10月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和7年10月6日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 602、603会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）
  - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 農地の形状変更の届出について
  - ・報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付に

ついて

- ・報告第4号 令和8年度亀岡市農業等施策及び予算に関する要望書

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第12号

令和7年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年10月29日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 日時  
令和7年11月5日（水）  
午後1時00分から
- 場所  
亀岡市役所 別館3階会議室
- 議題
  - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第3号議案 非農地証明交付について
  - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定の告示

令和7年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

- 指定日  
令和7年10月1日
- 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
345	有限会社 太浩建設	代表取締役 大西 浩史	京都府亀岡市篠町 篠野田10番地12

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定満了の告示

令和7年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者に係る指定の期間が経過した際に、その更新をしなかったため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第5号の規定により告示する。

記

1 指定有効期間満了日

令和7年9月29日

2 指定満了事業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
29	株式会社 ウエダ	代表取締役 上田 一夫	亀岡市河原町77
305	悠 工業	倉辻 悠樹	京都市右京区嵯峨 広沢池下町32番35

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定の告示

令和7年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年10月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
346	株式会社 ACEテック	代表取締役 芝井 秀成	京都市伏見区久我 石原町2-110

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和7年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年10月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
327	株式会社 ACEテック	代表取締役 芝井 秀成	京都市伏見区久我 石原町2-110

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第25号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
指定の告示

令和7年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年10月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
347	株式会社 祐	代表取締役 松村 祐介	京都府宇治市槇島 町幡貫18

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第26号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和7年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和7年10月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
328	株式会社 祐	代表取締役 松村 祐介	京都府宇治市槇島 町幡貫18

「揭示済」

# 公 告

亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務概要

### (1) 業務番号及び業務名称

年委第8-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

### (2) 目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

### (3) 業務場所

公共下水道処理区域

- ・ 亀岡市年谷浄化センター  
(亀岡市三宅町八田1番地)
- ・ 西つつじヶ丘汚水中継ポンプ場  
(亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内)
- ・ 見晴汚水中継ポンプ場  
(亀岡市篠町見晴地内)
- ・ マンホールポンプ場  
(80箇所) ※

農業集落排水施設等区域

- ・ 半国浄化センター  
(亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2)

- ・ 犬甘野浄化センター  
(亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地)
- ・ 小泉浄化センター  
(亀岡市東別院町小泉釜越1番地)
- ・ 保津浄化センター  
(亀岡市保津町三ノ坪128番地)
- ・ 本梅浄化センター  
(亀岡市本梅町中野南田9番地2)
- ・ 宮前浄化センター  
(亀岡市宮前町宮川六反田102番地)
- ・ 川東浄化センター  
(亀岡市河原林町勝林島岩淵104番地)
- ・ マンホールポンプ場  
(167箇所) ※

※マンホールポンプ場については履行期間中に増減する場合がある。

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

### (5) 見積限度額

1,039,797,000円  
(3年間総額) (消費税及び地方消費税を含む。)

### (6) 業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設(公共終末処理場・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ)の運転管理、保守点検、水質試験薬品等のユーティリティーの調達、一部の修繕業務及び農業集落排水施設等区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

#### ア 公共下水道区域に係る業務内容

- ・ 年谷浄化センターの下水処理設備の運転監視及び維持管理業務
- ・ 中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理及び点検業務
- ・ ユーティリティーの調達(指定消耗品)

- 及び処理薬品等)
- ・小修繕業務（50万円未満/件）
- イ 農業集落排水施設等区域に係る業務内容
- ・処理施設における、故障等発生時の緊急対応業務
  - ・マンホールポンプ場における、異常発生時の緊急対応業務
  - ・水質試験業務
  - ・その他業務（設備点検等）

2 その他

詳細は亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第6号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1日	22,000	(2,000)
1日	5,500	(500)
1日	2,750	(250)

を

」

「

1日	16,500	(1,500)
1日	6,600	(600)
1日	3,300	(300)

に、

」

「

病院所定様式による診断書	1通	1,100	(100)
その他簡単な診断書	1通	1,100	(100)
死亡診断書	1通	2,200	(200)
死体検案書	1通	2,200	(200)
厚生年金等関係診断書	1通	3,300	(300)
生命保険関係診断書	1通	3,300	(300)
自動車損害賠償責任保険診療報酬請求に伴う明細及び診断書	1通	3,300	(300)
その他自動車損害賠償責任保険関係の簡単な診断書	1通	3,300	(300)
その他自動車損害賠償責任保険関係の複雑な診断書	1通	4,400	(400)
労災、公務災害等診断書	1通	4,000	
その他複雑な診断書	1通	3,300	(300)
入退院証明書及び通院証明書	1通	1,100	(100)
医療費領収証明書	1通	1,100	(100)
その他簡単な証明書	1通	1,100	(100)
労災休業証明書	1通	2,000	
その他複雑な証明書	1通	2,200	(200)

」

を

「

普通診断書	1通	3,300	(300)
死亡診断書	1通	5,500	(500)
死体検案書	1通	5,500	(500)
特殊診断書	1通	5,500	(500)
普通証明書	1通	3,300	(300)
医療費領収証明書	1通	1,100	(100)
その他の証明書	1通	1,100	(100)
自動車損害賠償責任保険診療報酬請求に伴う明細書	1通	2,200	(200)

」

に改め、備考2及び3を削る。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

「揭示済」